

4 在宅勤務制度(3)

(6) 登録

- ア. 在宅勤務を行おうとする社員は、「在宅勤務登録申請書」に必要事項を記入し、所属長の承認を得たうえで、各地区の人事担当に提出。
(在宅勤務を行う準備が必要であるため、事前登録の仕組みとする)
- イ. 在宅勤務登録の申請は、年度ごとに行い更新する。

(7) 登録解除

- ア. 適用対象者の条件を満たさなくなった場合は、社員は登録を解除する。
- イ. 適用の基準を満たさなくなったと所属長が判断した場合には、登録を解除し、在宅勤務をやめさせることができる。